

大阪観光大学学則

第1章 総 則 第1節 目 的

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。

(観光学部の目的)

第1条の2 第3条に定める観光学部は、観光学に関する学際的諸分野の教育・研究を通じて、観光学に関する総合的理解の促進と応用的能力を学修することにより、観光関連産業等に従事する有能な人材の育成、および学際的諸研究を通じ観光学の理論構築を目的とする。

(国際交流学部の目的)

第1条の3 第3条に定める国際交流学部は、日本学に関する諸分野の教育・研究と発信ツールとしての高度な英語力の涵養を基礎に置き、地球益を重んじる課題解決能力を備えた有為の人間「和魂地球人」を育成し、併せて文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により交流学理論の構築を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その改善・充実に努めるものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 組 織

(学 部)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

観光学部 観光学科

国際交流学部 国際交流学科

2 前項の学部及び学科の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		入学定員	3年次 編入学定員	総定員
観 光 学 部	観 光 学 科	130名	15名	550名
国 際 交 流 学 部	国 際 交 流 学 科	60名	5名	250名

(付属機関)

第4条 本学に、次の付属機関を置く。

- (1) 図書館
- (2) 観光学研究所
- (3) 別科

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和22年法律第178号）

(3) 創立記念日 4月23日

(4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬期休業 12月22日から翌年1月10日まで

(6) 春期休業 3月15日から3月31日まで

2 学長が、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第9条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、編入学、転入学、再入学、転学、転部・転科、休学、復学、退学、除籍、復籍及び留学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課

程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の入学者の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・転入学・再入学)

第15条 次の各号の一つに該当する者で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の当該入学以前の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、学長が決定する。

(転学)

第16条 学生が他の大学への入学又は転学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(転部・転科)

第16条の2 学生が本学の他の学部・学科に転部・転科を志願しようとするときは、選考の上、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病その他特別の理由により2か月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため就学することが適当でないと認められる者は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、第9条の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第 19 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍、復籍)

第 20 条 次の各号の一つに該当する者があるときは、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 9 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 17 条第 4 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 第 1 項 (1) により除籍になった者が復籍を希望する場合は、所定の復籍料を納付し、学長が復籍を許可する。

(留 学)

第 21 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 33 条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第 26 条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(観光学部の授業科目)

第 22 条 観光学部の授業科目は、導入科目、基礎科目、広域科目、コミュニケーション科目及び展開科目とし、別表 1 のとおりとする。

(国際交流学部の授業科目)

第 22 条の 2 国際交流学部の授業科目は、学部共通科目及びコース科目とし、別表 1 - 2 のとおりとする。

(教職課程科目)

第 22 条の 3 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定により、本学卒業後、中学校又は高等学校の教育職員免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 本学において、教職課程の履修により授与資格を取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科
観光学部	観光学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史 商業

3 教職課程における科目及び単位については、別表 1 - 3 のとおりとする。

4 教育職員免許状を取得しようとする者は、本学の卒業要件を満たし、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

5 教職課程に関する必要事項は、別途定める。

(授業日数)

第 23 条 1 年間の授業は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

(単位計算方式)

第 24 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

(単位の授与)

第 25 条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 26 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第 27 条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 28 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものは、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第 29 条 本学学生で、第 26 条及び第 27 条に規定する大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した授業科目及びその単位の取扱い)

第 30 条 本学以外で修得した授業科目及びその単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第 31 条 授業科目の試験の成績は、A、B、C 及び D の 4 種の評価をもって表わし、A、B、C を合格とする。

(履修方法等)

第 32 条 この節に規定するもののほか、履修方法等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第4節 卒業及び学位

(卒業)

第33条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、所定の単位を修得した者は、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第34条 学長は、卒業を認定した者に、学士の学位を授与する。

第5節 賞 罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に値する業績又は行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第36条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第6節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第37条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第38条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第39条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

(細則)

第40条 研究生、科目等履修生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第7節 学 費 等

(学費の金額)

第41条 入学検定料、入学料及び授業料等学費の額及び納付時期は、別表2のとおりとする。

(学費の納付)

第42条 学費は、別表2に規定する所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の学費)

第43条 前期又は後期中途で退学した者又は停学された者の該当学期分の学費(入学料を除く)は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第44条 休学を許可され又は命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学費(入学料を除く)を免除する。ただし、その期間については別に定める在籍料を納付しなければならない。

(復学の場合の学費)

第45条 前期又は後期中途において、復学した者は、復学した月から当該学期末までの学費(入学料を除く)を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第46条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの学費(入学料を除く)を納付するものとする。

(学費の免除及び徴収猶予)

第47条 経済的理由によって、学費の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他止むを得ない事情がある場合は、学費の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。

2 学費の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(既納の学費の取扱い)

第48条 既納の検定料、入学料及び授業料等の学費は、一切、還付しない。

第8節 職員組織

(職 員)

第49条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、及びその他必要な職員を置く。

2 必要に応じ副学長を置くことができる。

(学長・副学長・学部長)

第50条 学長は、本学を代表し、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、学長が指示する校務を掌る。

3 学部長は、学長の下で、当該学部を統轄する。

(事務局)

第51条 本学に、事務局を置く。

第9節 教授会及び大学協議会

(教授会)

第 52 条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 教授

(2) 准教授及び講師

3 学長、副学長及び事務局長は、教授会に出席して意見を述べることができる。

4 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

5 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育・研究の基本方針に関すること

(2) 教育課程及びその履修方法に関すること

(3) 教育職員の資格審査に関すること

(4) 学生の入学、編入学、転入学、再入学、転学、転部・転科、休学、復学、退学、除籍、復籍、留学及び卒業等に関すること

(5) 定期試験及び追・再試験等に関すること

(6) 学生の指導及び賞罰に関すること

6 教授会は、学長及び学部長のつかさどる事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じて意見を述べるができる。

7 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) その他、教育・研究に関する重要な事項で学長が諮問する事項

8 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(大学協議会)

第 52 条の 2 大学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する事項は、別に定める。

第 10 節 奨学制度

(奨学金等)

第 53 条 本学は、学資金を貸与することがある。

2 奨学金の貸与に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 節 公開講座

(公開講座)

第 54 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 3 章 改正及び細則

(改正)

第 55 条 本学則の改正は、評議員会及び理事会で議決する。

(細則)

第 56 条 本学則に規定するもののほか、本学則の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 3 条第 2 項に規定する「3 年次編入学定員」は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条第 2 項に規定する収容定員は、平成 14 年までの間、次のとおりとする。

年 度	12 年	13 年	14 年
収容定員	190 名	380 名	590 名

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 3 条第 2 項に規定する「3 年次編入学定員」は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条第 2 項に規定する収容定員は、平成 27 年までの間、次のとおりとする。

収 容 定 員	25 年度	26 年度	27 年度
観 光 学 部	740 名	680 名	615 名
国際交流学部	60 名	120 名	185 名

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (観光学部)

(1) 導入科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
導入科目	観光学	2		必修 2 単位
	現代社会基礎		2	選択 6 単位
	現在生活基礎		2	
	現代文化基礎		2	
	現代数理基礎		2	

(2) 基礎科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	観光学概論		2	選択 10 単位
	観光経営学		2	
	観光地理学		2	
	観光人類学		2	
	観光心理学		2	
	ホスピタリティ論		2	
	キャリアデザイン		2	
	キャリアプランニング		2	
	観光社会学		2	
	観光歴史学		2	

(3) 広域科目

区分	授業科目	単位数		備 考
		必修	選択	
広域科目	日本史Ⅰ		2	選択 16 単位
	日本史Ⅱ		2	
	日本の文学		2	
	地理学概説		2	
	地球の歴史		2	
	法学		2	
	憲法		2	
	哲学		2	
	社会学		2	
	経済学		2	
	経営学		2	
	人権問題概論		2	
	マーケティング論		2	
	健康スポーツ演習Ⅰ		2	
	健康スポーツ演習Ⅱ		2	
	職業指導Ⅰ		2	
	外国史Ⅰ		2	
	外国史Ⅱ		2	
	日本文化史		2	
	民俗学		2	
	人文地理学		2	
	自然地理学		2	
	地誌		2	
	政治学		2	
	心理学		2	
	芸術学		2	
	文化人類学		2	
	考古学		2	
	ダイバーシティと人権		2	
	教育学概論		2	
	I T 概論		2	
	I T マーケティング論		2	
職業指導Ⅱ		2		
キャリアガイダンスⅠ		1		
キャリアガイダンスⅡ		1		

(4) コミュニケーション科目

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
コミュニケーション科目	語学	英語ⅠA	1		必修4単位 (留学生除く)
		英語ⅠB	1		
		キャリア英語A	1		
		キャリア英語B	1		
		スピーキング・スキルA		1	選択4単位 (留学生除く)
		スピーキング・スキルB		1	
		英語ⅡA		1	
		英語ⅡB		1	
		ハングルⅠA		1	
		ハングルⅠB		1	
		ハングルⅡA		1	
		ハングルⅡB		1	
		中国語ⅠA		1	
		中国語ⅠB		1	
		中国語ⅡA		1	
		中国語ⅡB		1	
	スペイン語会話A		1		
	スペイン語会話B		1		
	フランス語会話A		1		
	フランス語会話B		1		
	総合日本語1		2	留学生4単位必修	
	総合日本語2		2		
	総合日本語3		2		
	総合日本語4		2		
	総合日本語5		2		
	日本語口頭表現1		1	留学生2単位必修	
	日本語口頭表現2		1		
	日本語口頭表現3		1		
	日本語口頭表現4		1		
	日本語口頭表現5		1		
	日本語文章表現1		1	留学生2単位必修	
	日本語文章表現2		1		
日本語文章表現3		1			
日本語文章表現4		1			
日本語文章表現5		1			
日本語中級演習		1	留学生選択必修 (2単位)		
日本語上級演習		1			
ビジネス日本語(会話)		1			
ビジネス日本語(文章)		1			
情報処理	情報処理基礎演習A	1		必修2単位	
	情報処理基礎演習B	1			
	情報処理演習A		1	選択	
	情報処理演習B		1		

(5) 展開科目

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
展開科目	演習科目	ゼミナールⅠA	2		必修 20 単位
		ゼミナールⅠB	2		
		ゼミナールⅡA	2		
		ゼミナールⅡB	2		
		ゼミナールⅢA	2		
		ゼミナールⅢB	2		
		ゼミナールⅣA	2		
		ゼミナールⅣB	2		
		卒業研究	4		
	共通科目	旅行事業論		2	選択 10 単位
		宿泊事業論		2	
		観光文化事業論		2	
		国際観光事業論		2	
		観光交通概論		2	
		航空概論		2	
		ニューツーリズム		2	
		観光施設論		2	
		異文化スタディ		2	
	展開科目	国内旅行業務基礎		2	コース 20 単位 含めて 選択 30 単位
		旅行業法		2	
		旅行業約款		2	
		観光法規		2	
		国内旅行業務Ⅰ		2	
		国内旅行業務Ⅱ		2	
		総合旅行業務Ⅰ		2	
		総合旅行業務Ⅱ		2	
		ブライダル概論		2	
		ホテル経営論		2	
		外食産業論		2	
		レストラン経営論		2	
		観光交通計画論		2	
		交通経営論		2	
		会計学		2	
簿記論			2		
サービス経営論			2		
商学概論			2		
商業経営論			2		
旅行商品論			2		
観光業マーケティング論			2		
旅行業務論			2		
旅行企画論			2		
交通政策論			2		
観光広告論		2			
経営管理論		2			
人的資源管理論		2			
貿易論		2			
世界経済論		2			
サービスマネジメント論		2			
国際観光実習		2			
国際航空論		2			

展開科目	空港業務論	2
	インバウンド観光論	2
	海外旅行業論	2
	国際経済学	2
	コミュニケーション・スキルA	2
	コミュニケーション・スキルB	2
	コミュニケーション(ツーリズム)	2
	コミュニケーション(ビジネス)	2
	国際英語	2
	TOEIC スタディ A	2
	TOEIC スタディ B	2
	観光英語 A	2
	観光英語 B	2
	航空サービス論	2
	Tourism business	2
	ガイド・エスコート論	2
	通訳ガイドスタディ	2
	ディスカッション(文化)	2
	ディスカッション(社会)	2
	博物館概論	2
	博物館教育論	2
	博物館情報・メディア論	2
	温泉地理学	2
	観光政策論	2
	観光福祉論	2
	観光産業史	2
	観光レジャー論	2
	地域振興論	2
	温泉観光論	2
	世界遺産論	2
	日本文化論	2
	比較文化論	2
	生涯学習概論	2
	博物館経営論	2
	博物館資料論	2
	博物館資料保存論	2
	博物館展示論	2
	エコツーリズム	2
	カジノツーリズム	2
	フードツーリズム	2
	ヘルスツーリズム	2
	地域観光計画論	2
口頭伝承論	2	
観光サービス人材論	2	
博物館実習	3	
観光ビジネス研修	2	
インターンシップ	2	
特別科目	観光学特殊講義ⅠA～J	2
	観光学演習ⅠA～J	2
	観光学実習ⅠA～R	2
	観光学特殊講義ⅡA～J	2
	観光学演習ⅡA～J	2
	観光学実習ⅡA～J	2

コース 20 単位
含めて
選択 30 単位

別表 1 - 2 (国際交流学部)

(1) 学部共通科目

区 分	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
学部共通科目	基礎科目	学びのとびら	2		
		学びの技法 1	2		
		学びの技法 2	2		
		学びの技法 3	2		
		日本語学 1	2		
		日本語学 2	2		
		日本語学 3	2		
		地理基礎		2	
		数理基礎		2	
		文章講読		2	
	情報技術	情報処理基礎演習 A		1	
		情報処理基礎演習 B	1		
		情報処理演習 A		1	
		情報処理演習 B		1)
	キャリア	キャリア・デザイン	2		
		キャリア・プランニング	2		
		キャリア・ガイダンス I	1		
		キャリア・ガイダンス II	1		
		地域インターンシップ・地域ボランティア			認定
		海外留学・海外インターンシップ・海外ボランティア			認定
	特殊講義	国際交流学特殊講義 I		2	
		国際交流学特殊講義 II		2	
		国際交流学特殊講義 III		2	
		国際交流学特殊講義 IV		2	
	育 体	健康スポーツ演習 I		2	
		健康スポーツ演習 II		2	
	セミナー	スタジオ I A	2		
		スタジオ I B	2		
		スタジオ II A	2		
		スタジオ II B	2		
		スタジオ III A	3		
		スタジオ III B	3		
		スタジオ IV A	3		
スタジオ IV B		3			
卒業論文・卒業制作・卒業公演		4			

(2) コース科目

区 分	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
異文化コミュニケーションコース科目	基幹科目	異文化理解 I	2		
		異文化理解 II	2		
		異文化理解 III	2		
		心理学基礎	2		
		礼法・作法の精神	2		
		社会学		2	
		経営学概論		2	
		人間関係論		2	
		哲学		2	
		リーダーシップ論		2	

異文化コミュニケーションコース科目	英語科目	英語ⅠA	1		
		英語ⅠB	1		
		英語ⅠC	1		
		英語ⅠD	1		
		英語ⅠE	1		
		英語ⅠF	1		
		英語ⅠG	1		
		英語ⅠH	1		
		英語ⅡA	1		
		英語ⅡB	1		
		英語ⅡC	1		
		英語ⅡD	1		
		英語ⅡE	1		
		英語ⅡF	1		
		英語ⅡG	1		
		英語ⅡH	1		
		英語ⅢA	1		
		英語ⅢB		1	
		英語ⅢC		1	
		英語ⅢD		1	
	海外語学研修		4		
	広域科目	地理学概説		2	
		人文地理学		2	
		自然地理学		2	
		地誌		2	
		日本史Ⅰ		2	
		日本史Ⅱ		2	
		外国史Ⅰ		2	
		外国史Ⅱ		2	
		日本の文学		2	
		名著講読		2	
		日本芸能史		2	
		演劇学・演劇史		2	
		日本文化史		2	
		民俗学		2	
		人権問題概論		2	
		学問のすゝめ		2	
		政治学		2	
		法学		2	
		憲法		2	
		経済学		2	
		国際関係論Ⅰ		2	
		人類学基礎		2	
文化人類学			2		
考古学			2		
地球の歴史			2		
科学史			2		
IT概論			2		
ITマーケティング論			2		
中国語ⅠA			1		
中国語ⅠB			1		
ハンブルⅠA			1		
ハンブルⅠB			1		
フランス語A			1		
フランス語B		1			
スペイン語A		1			
スペイン語B		1			
中国語ⅡA		1			
中国語ⅡB		1			
ハンブルⅡA		1			
ハンブルⅡB		1			

異文化コミュニケーションコース科目	専門科目	地理学Ⅰ		2	
		地理学Ⅱ		2	
		地理学研究Ⅰ		2	
		地理学研究Ⅱ		2	
		思考トレーニング		2	
		対人コミュニケーション論		2	
		日本文学研究		2	
		日本文学原典講読		2	
		日本美術史		2	
		異文化研究Ⅰ		2	
		異文化研究Ⅱ		2	
		外書講読Ⅰ		2	
		外書講読Ⅱ		2	
		マイノリティ研究		2	
		日本現代史Ⅰ		2	
		日本現代史Ⅱ		2	
		国際政治学		2	
		国際経済学		2	
		世界経済論		2	
		日本経済研究		2	
		国際関係論Ⅱ		2	
		アジア学への招待		2	
		実践中国語 A		1	
		実践中国語 B		1	

区 分	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
日本語日本文化コース科目	日本語科目	総合日本語 1		2	
		総合日本語 2		2	
		総合日本語 3		2	
		総合日本語 4		2	
		総合日本語 5		2	
		日本語口頭表現 1		1	
		日本語口頭表現 2		1	
		日本語口頭表現 3		1	
		日本語口頭表現 4		1	
		日本語口頭表現 5		1	
		日本語文章表現 1		1	
		日本語文章表現 2		1	
		日本語文章表現 3		1	
		日本語文章表現 4		1	
		日本語文章表現 5		1	
		日本語講義 I A	2		
		日本語講義 I B	2		
		日本語講義 I C	2		
		日本語講義 I D	2		
		日本語講義 I E	2		
		日本語講義 I F	2		
		実践日本語研究 A		2	
		実践日本語研究 B		2	
		実践日本語研究 C		2	
		実践日本語研究 D		2	
		実践日本語研究 E		2	
		実践日本語研究 F		2	

区 分	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		必 修	選 択		
芸術・健康スポーツコース科目	パフォーマンス・アート科目	演劇理論		2	
		音楽・ソルフェージュ			
		テクニカル			
		アーツマネジメント			
		ボディ・コンディショニング		2	
		セルフプロモーション		2	
	ダンス科目	ダンスⅠA		1	
		ダンスⅠB		1	
		ダンスⅠC		1	
		ダンスⅠD		1	
		ダンス演習A		1	
		ダンス演習B		1	
		ダンスⅠE		1	
		ダンスⅠF		1	
		ダンスⅠG		1	
		ダンスⅠH		1	
		ダンスⅡA		1	
		ダンスⅡB		1	
		ダンスⅡC		1	
		ダンスⅡD		1	
		ダンスⅡE		1	
		ダンスⅡF		1	
		ダンスⅡG		1	
		ダンスⅡH		1	
		ダンスⅢA		1	
		ダンスⅢB		1	
		ダンスⅢC		1	
		ダンスⅢD		1	
		ダンスⅢE		1	
		ダンスⅢF		1	
		ダンスⅢG		1	
		ダンスⅢH		1	
		ダンスⅣA		1	
		ダンスⅣB		1	
		ダンスⅣC		1	
		ダンスⅣD		1	
		ダンスⅣE		1	
		ダンスⅣF		1	
	ダンスⅣG		1		
	ダンスⅣH		1		
	バレエ科目	演劇ⅠA		2	
		演劇ⅠB		2	
		演劇ⅡA		2	
		演劇ⅡB		2	
		演劇ⅢA		2	
演劇ⅢB			2		
演劇ⅣA			2		
演劇ⅣB			2		
演劇科目	演劇ⅠA		2		
	演劇ⅠB		2		
	演劇ⅡA		2		
	演劇ⅡB		2		
	演劇ⅢA		2		
	演劇ⅢB		2		
	演劇ⅣA		2		
	演劇ⅣB		2		

芸術・健康スポーツコース科目	姿勢科学科目	姿勢科学総論	2		
		応用解剖学	2		
		スポーツ姿勢科学	2		
		生理学	2		
		医療諸学	2		
		テクニカルメソッドA	2		
		臨床検査学	2		
		健康科学概論	2		
		姿勢科学の原理A	2		
		姿勢科学の原理B	2		
		生物学・生化学	2		
		人文学総論	2		
		インターンⅢ	2		
		公衆衛生	2		
		臨床報告A	2		
		臨床報告B	2		
		姿勢科学指導論A	2		
		姿勢科学指導論B	2		
		テクニカルメソッドB	2		
		経営実践学	2		
		インターンⅠ	2		
		応用テクニカルメソッド	2		
		インターンⅡ	2		
		UWS/UCLA		2	
		インターンⅢ	2		
		インターンⅣ	2		
姿勢科学総論	2				

別表 1-3 教職科目及び単位数（教職課程）

(1) 教科に関する科目

① 社会（中学校一種）

免許法規定科目	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
日本史及び 外国史	日本史Ⅰ	2		1	
	日本史Ⅱ	2		1	
	外国史Ⅰ	2		2	
	外国史Ⅱ	2		2	
	日本文化史		2	2	
	民俗学		2	2	
	口頭伝承論		2	3	
地理学 (地誌を含む)	地理学概説	2		1	
	地誌		2	2	
	人文地理学		2	2	
	自然地理学		2	2	
法律学、政治学	法学	2		1	
	政治学	2		2	
社会学、経済学	社会学	2		1	
	観光社会学		2	2	
	経済学	2		1	
	国際経済学		2	2	
	世界経済論		2	3	
哲学、倫理学、 宗教学	哲学	2		1	
計		20	18		

(註) 1. 免許法規定科目に掲げる科目欄からそれぞれ2単位以上、且つ、必修20単位及び選択6単位以上、合計26単位以上を修得すること。

2. 20単位を超えた単位は、本表(2)教職に関する科目の②教科又は教職に関する科目に算入できる。(ただし、6単位まで)

3. 表中授業科目は、学則第22条に定める科目。

② 地理歴史（高等学校一種）

免許法規定科目	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
日本史	日本史Ⅰ	2		1	
	日本史Ⅱ	2		1	
	民俗学		2	2	
	観光歴史学		2	2	
	日本文化史		2	2	
	口頭伝承論		2	3	
外国史	外国史Ⅰ	2		2	
	外国史Ⅱ	2		2	
人文地理学 及び 自然地理学	地理学概説	2		1	
	観光地理学		2	1	
	温泉地理学		2	1	
	人文地理学	2		2	
	自然地理学	2		2	
地誌	地誌	2		2	
計		16	12		

- (註) 1. 免許法規定科目に掲げる科目欄からそれぞれ2単位以上、且つ、必修16単位及び選択10単位以上、合計26単位以上を修得すること。
 2. 20単位を超えた単位は、本表(2)教職に関する科目の②教科又は教職に関する科目に算入できる。(ただし、6単位まで)
 3. 表中授業科目は、学則第22条に定める科目。

③ 商業（高等学校一種）

免許法規定科目	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
商業に関する科目	経営学	2		1	
	マーケティング論	2		1	
	観光経営学		2	1	
	商学概論	2		2	
	会計学	2		2	
	簿記論	2		2	
	商業経営論		2	2	
	サービス経営論		2	2	
	ホテル経営論		2	2	
	貿易論		2	3	
	人的資源管理論		2	3	
職業指導	職業指導Ⅰ	2		1	
	職業指導Ⅱ	2		2	
	インターンシップ	2		3	
計		16	12		

- (註) 1. 免許法規定科目に掲げる科目欄からそれぞれ2単位以上、且つ、必修16単位及び選択10単位以上、合計26単位以上を修得すること。
 2. 20単位を超えた単位は、本表(2)教職に関する科目の②教科又は教職に関する科目に算入できる。(ただし、6単位まで)
 3. 表中授業科目は、学則第22条に定める科目。

(2) 教職に関する科目

① 免許法による科目

免許法施行細則に定める科目	授 業 科 目	単 位 数		配当 年次	備 考
		必修	選択		
教職の意義等に関する科目	教職入門	2		1	
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	2		1	
	教育心理学	2		1	
	学習・発達論	2		3	
	教育社会学	2		2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2		3	
	教育方法論	2		2	
	道徳教育論	2		2	
	特別活動論	2		2	
	社会科教育法	4		3	中一種免のみ
	社会科・地歴科教育法	4		3	中一種免、高一種免(地理歴史)のみ
	商業科教育法	4		3	高一種免(商業)のみ
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	カウンセリング概論	2		2	
	生徒・進路指導論	2		3	
教育実践演習	教育実践演習(中・高)	2		4	
教育実習	教育実習Ⅰ	3		4	事前・事後指導含む
	教育実習Ⅱ	2		4	中一種免のみ
計		中 3 7 高 3 1			

- (註) 1. 社会科教育法、社会科・地歴教育法、商業科教育法は、希望免許課程により選択。
 2. (1)中一種免計の37単位のうち31単位を超えた6単位は、本表(2)教職に関する科目の②教科又は教職に関する科目に算入できる。
 (2)高一種免計の31単位のうち23単位を超えた8単位は、本表(2)教職に関する科目の②教科又は教職に関する科目に算入できる。
 3. 表中授業科目は、卒業単位に算入されない。

② 教科又は教職に関する科目

免許法施行細則に定める科目	授業科目	単位数		配当年次	備考
		必修	選択		
教科又は教職に関する科目	介護等体験指導	1		1	中一種免のみ
	人権教育論	2		2	
計		中3 高2			

- (註) 1. 本表(1)の①社会(中学校一種)、②地理歴史(高等学校一種)及び③商業(高等学校)の(註)2、並びに、本表(2)の①免許法による科目の(註)2、にそれぞれ記載する単位数を超えた単位は、教科又は教職に関する科目に算入できる。
2. 表中科目は教職科目とし、卒業単位に算入されない。

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行細則に定める科目	授業科目	単位数		配当年次	備考
		必修	選択		
日本国憲法	憲法	2		1	
体育	健康スポーツ演習Ⅰ	2		1	いずれか 選択
	健康スポーツ演習Ⅱ	2		1	
外国語コミュニケーション	英語ⅠA	1		1	
	英語ⅠB	1		1	
情報機器の操作	情報処理基礎演習A	1		1	
	情報処理基礎演習B	1		1	
計		8			

- (註) 表中科目は学則第22条に定める科目。

別表 2

区	分	金 額	備 考
入	学 検 定 料	35,000 円	入学出願時
学	入 学 料	300,000 円	入学手続時
	授 業 料	650,000 円	〔 前期 毎年 4 月 15 日まで(半額) 〕 〔 後期 毎年 10 月 15 日まで(半額) 〕
	施 設 設 備 費	260,000 円	
費	維 持 費	120,000 円	毎年 4 月 15 日まで